

令和3年6月
警察庁

「内閣総理大臣が指定する特殊な構造を有する自動車を決める件の一部を改正する告示案」に対する意見の募集結果について

警察庁において、令和3年4月16日から5月15日までの間、「内閣総理大臣が指定する特殊な構造を有する自動車を決める件の一部を改正する告示案」に対する意見の募集を行った結果、2件の御意見を頂きました。

「内閣総理大臣が指定する特殊な構造を有する自動車を決める件の一部を改正する件」が公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 決められた命令等の題名

内閣総理大臣が指定する特殊な構造を有する自動車を決める件の一部を改正する件（令和3年内閣府告示第75号）

2 命令等の案を公示した日

令和3年4月16日

3 頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方

頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じて整理・要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理・要約していないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

4 頂いた御意見の総数及びその内訳

頂いた御意見の総数 2件

（内訳）

パブリックコメント意見提出フォーム	2件
電子メール	0件
F A X	0件
郵 送	0件

「内閣総理大臣が指定する特殊な構造を有する自動車を定める件の一部を改正する告示案」に対する御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

同告示案に対しては、

- 規制が厳しすぎる。これでは、新モビリティに乗り遅れる。
- 対象となる作業に係る場所を国家戦略特別区域以外に広げてもよいのではないか。

といった御意見がありました。

今回対象となる搭乗型移動支援ロボットは、その性能等に照らせば、道路交通法（昭和35年法律第105号）上の普通自動二輪車に区分されるところです。

しかしながら、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより産業の国際競争力を強化すること等を目的とする国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）の規定に基づき指定された国家戦略特別区域内において使用され、かつ、（一般的な普通自動二輪車としての使用ではなく）道路交通法第77条第1項の規定による許可を受けて行われる作業において使用されるという特殊性等に鑑み、同告示案において、当該使用に係る搭乗型移動支援ロボットを新たに「内閣総理大臣が指定する特殊な構造を有する自動車」として位置付けることとするものであり、現時点において、当該区域以外で使用されるものに対象を広げるなど、小型特殊自動車としての使用をより広く認めることは、道路交通の安全と円滑の確保の観点から適当でないと考えております。

なお、当該搭乗型移動支援ロボットを含む新たなモビリティの交通ルール等については、別途検討を行っているところです。